

公認心理師の今後の養成はどうあるべきか

公認心理師養成大学教員連絡協議会
大学院カリキュラム検討WG

大学院カリキュラム・ワーキンググループ

| | |
|-------|----------|
| 石川利江 | 桜美林大学 |
| 伊藤大輔 | 兵庫教育大学 |
| ※大月 友 | 早稲田大学 |
| 大橋靖史 | 淑徳大学 |
| ◎熊野宏昭 | 早稲田大学 |
| 坂本真士 | 日本大学 |
| 鈴木伸一 | 早稲田大学 |
| 有光興記 | 関西学院大学 |
| 古川洋和 | 鳴門教育大学 |
| 松見淳子 | 関西学院大学 |
| 山田富美雄 | 関西福祉科学大学 |
| 福井 至 | 東京家政大学 |

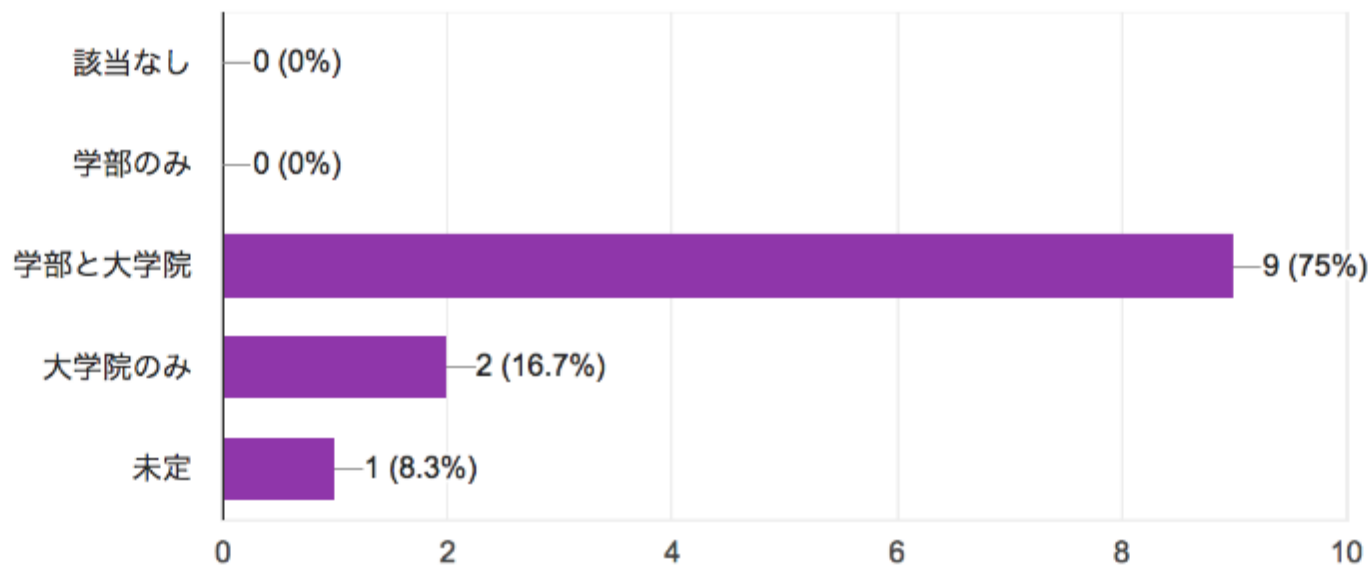
公認心理士養成大学教員連絡協議会
大学院カリキュラム検討WG

アンケート結果

貴大学のコース設置状況について、差し支えない範囲でお答えください。

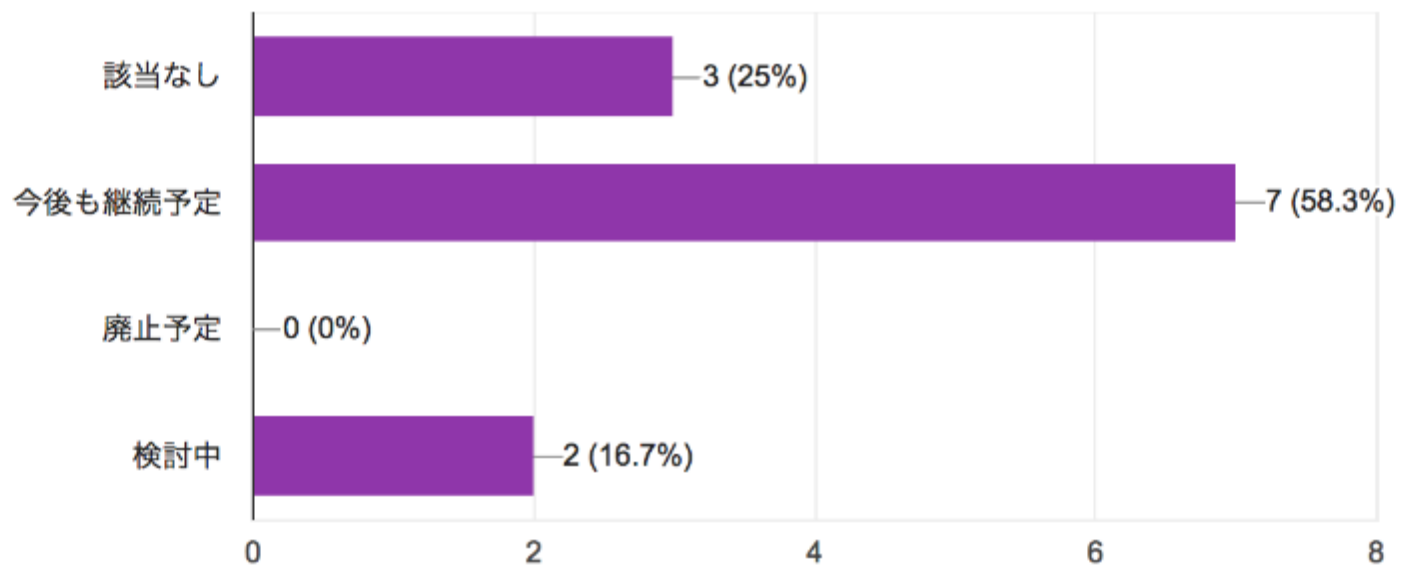
公認心理師コースについて

12 件の回答



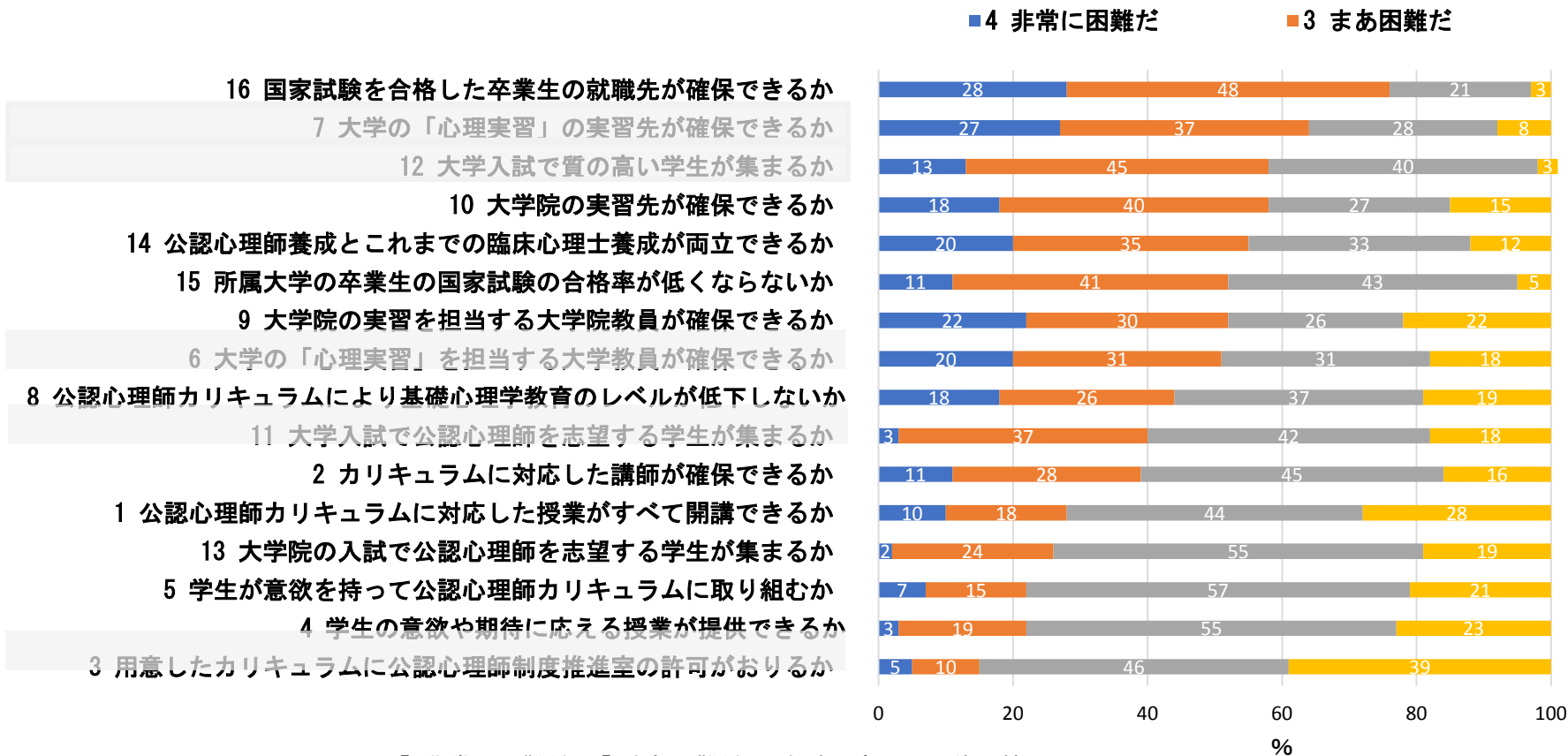
臨床心理士コースについて

12 件の回答



日本心理学会による「公認心理師養成についてのアンケート調査」

第1問 公認心理師カリキュラムの実施で困難や不安に感じていること

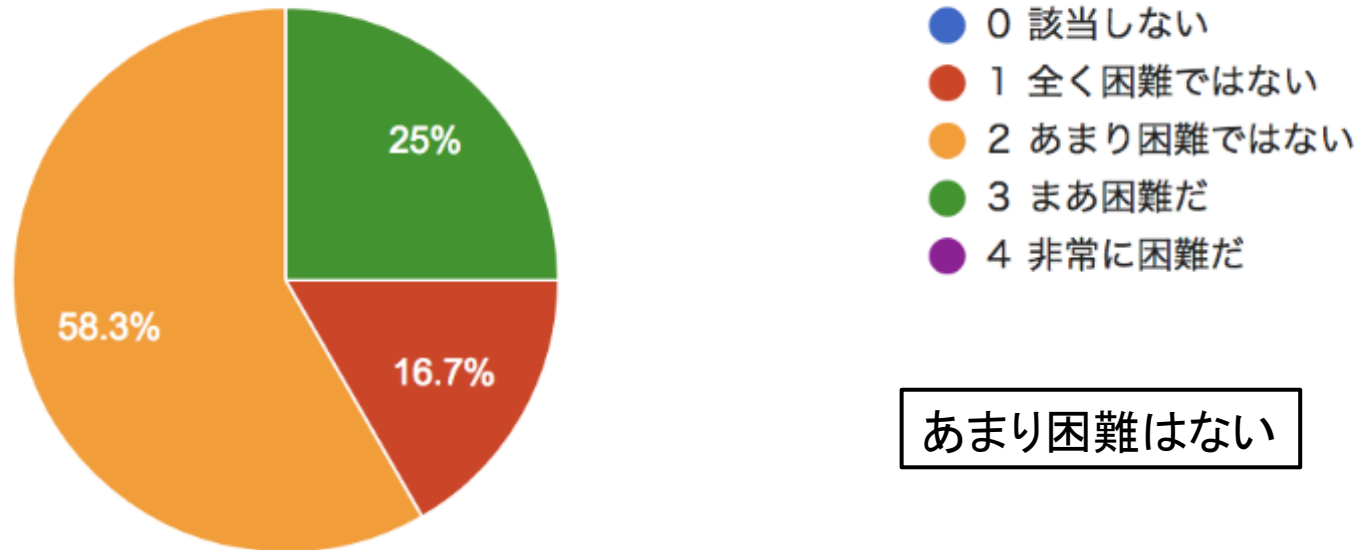


「4非常に困難だ」と「3まあ困難だ」の合計の高い順に並べ替え

現在、ご所属の大学院において、公認心理師大学院カリキュラムを実施するに当たって、下記の点について、どの程度困難だと思っておりますか（不安や困難を感じておりますか）。もっとも当てはまるものにチェックをいれてください。

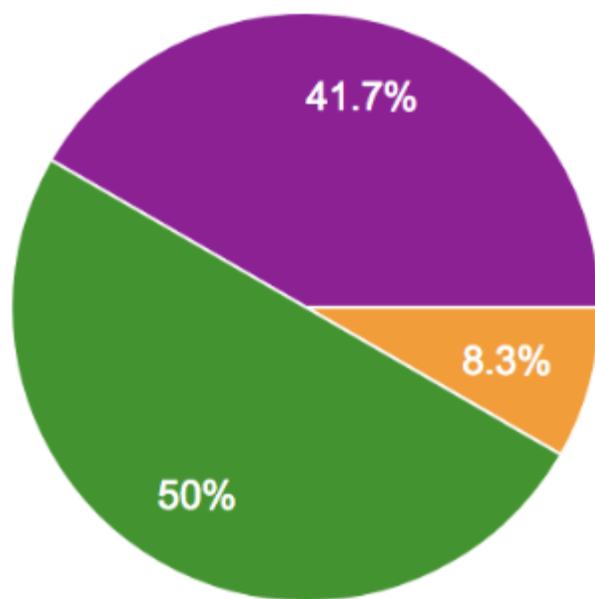
① 大学院カリキュラムに対応した授業がすべて開講できるかどうか

12件の回答



10 実習の巡回指導を実習担当教員でカバーできるかどうか

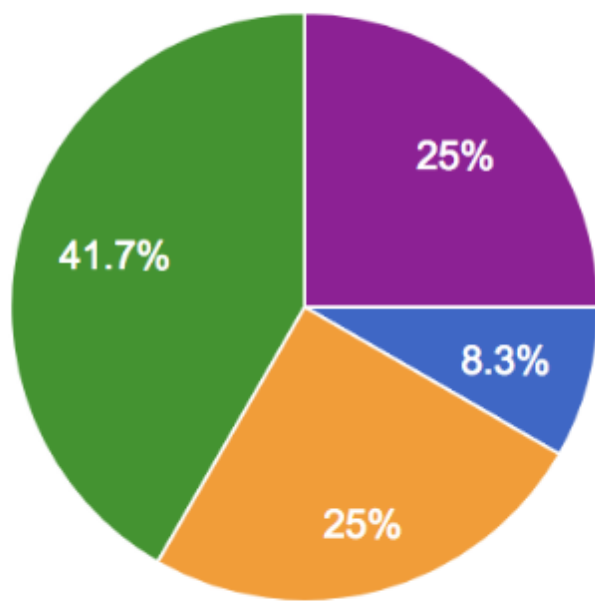
12 件の回答



- 0 該当しない
- 1 全く困難ではない
- 2 あまり困難ではない
- 3 まあ困難だ
- 4 非常に困難だ

⑪ 実習の時間数（担当ケースを含む）をクリアできるかどうか

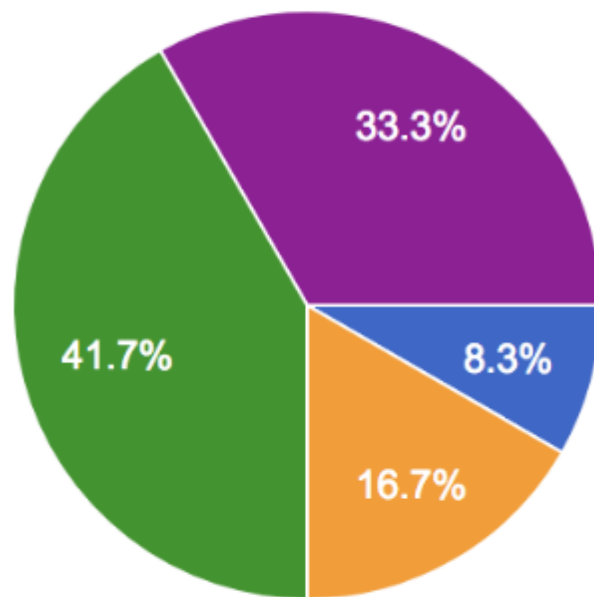
12 件の回答



- 0 該当しない
- 1 全く困難ではない
- 2 あまり困難ではない
- 3 まあ困難だ
- 4 非常に困難だ

⑫ 学生の臨床技術を一定の水準に教育できるかどうか

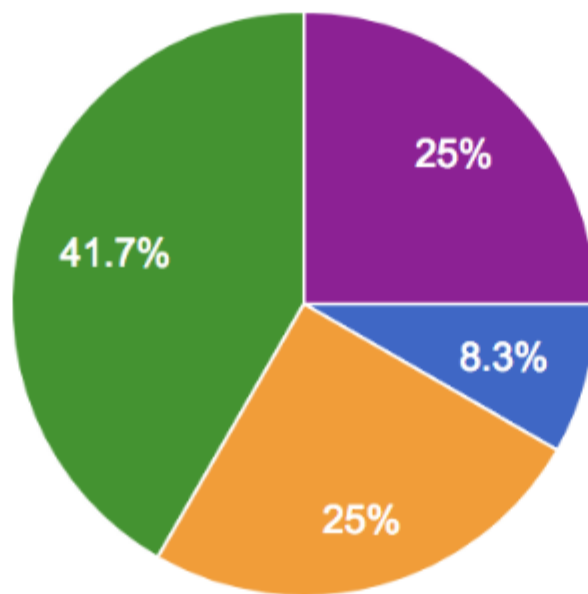
12件の回答



- 0 該当しない
- 1 全く困難ではない
- 2 あまり困難ではない
- 3 まあ困難だ
- 4 非常に困難だ

①7 修士論文の研究レベルが低下しないかどうか

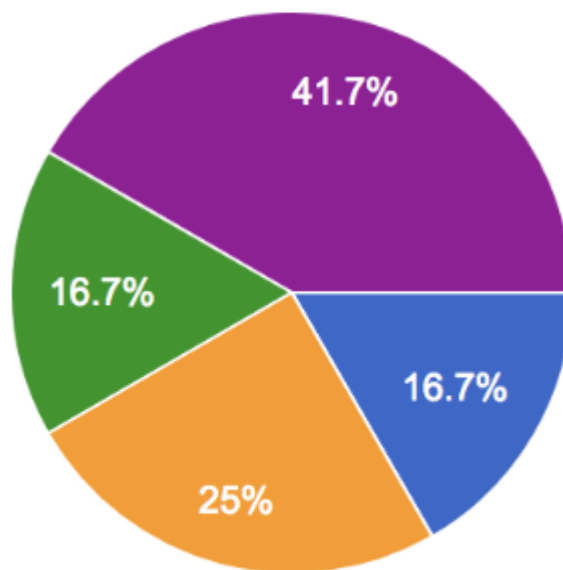
12 件の回答



- 0 該当しない
- 1 全く困難ではない
- 2 あまり困難ではない
- 3 まあ困難だ
- 4 非常に困難だ

18 博士後期課程等の学位取得希望者のレベルが低下しないかどうか

12 件の回答



- 0 該当しない
- 1 全く困難ではない
- 2 あまり困難ではない
- 3 まあ困難だ
- 4 非常に困難だ

| rank | 項目 | 4 | 3 |
|------|----------------------------------|------|------|
| 10 | 実習の巡回指導を実習担当教員でカバーできるかどうか | 41.7 | 50.0 |
| 16 | 国家試験を合格した修了生の就職先が確保できるかどうか | 16.7 | 66.7 |
| 12 | 学生の臨床技術を一定の水準に教育できるかどうか | 33.3 | 41.7 |
| 9 | 大学院の実習先が確保できるか | 16.7 | 58.3 |
| 8 | 大学院の実習を担当する大学院教員が確保できるかどうか | 16.7 | 58.3 |
| 5 | 学生の意欲や期待に応える授業が提供できるかどうか | 8.3 | 66.7 |
| 11 | 実習の時間数(担当ケースを含む)をクリアできるかどうか | 25.0 | 41.7 |
| 17 | 修士論文の研究レベルが低下しないかどうか | 25.0 | 41.7 |
| 18 | 博士後期課程等の学位取得希望者のレベルが低下しないかどうか | 41.7 | 16.7 |
| 15 | 所属大学院の修了生の国家試験の合格率が低くならないかどうか | 16.7 | 50.0 |
| 7 | 公認心理師カリキュラムにより基礎心理学教育のレベルが低下しないか | 16.7 | 41.7 |
| 14 | 公認心理師の養成とこれまでの臨床心理士養成が両立できるかどうか | 16.7 | 41.7 |
| 3 | 具体的な授業内容をどのように設計すべきか | 8.3 | 41.7 |
| 6 | 学生が意欲を持って公認心理師カリキュラムに取り組むかどうか | 8.3 | 41.7 |

※「4(非常に困難)」と「3(まあ困難)」の合計が50%を超えた項目(14/18)をピックアップ

その他、大学院カリキュラムについての困難や不安な点、お考えの問題点や課題等があれば、自由にお書きください。

- 臨床心理士資格認定協会の要求に忠えていると公認心理師の要請に困難が生じる可能性がないとはいえない。世の中の動静をみて、公認心理師に的を絞って改革する必要があると考えている。
- 大学院のカリキュラムは始まったばかりですが、走って見ないと分からないことが多いと思います。修士止まりのカリキュラムですと、実践が重視されがちですが、総合的な判断力、人間観察力の養成が1年次から必要だと思います。修士論文も研究ゼミも大学院教育において重要だと思います。
- 現在検討中の大学院カリキュラム案では、臨床心理系教員の大学院における授業負担が大きくなり、学部の授業担当コマ数を減らさざるを得ないこと。
- 大学院カリキュラムに関しては、その到達度や科目ごとの内容等があまり定められておらず、何を扱うべきかについて検討する必要があると思われる。また、実習先の確保や巡回指導などを考えると、現有教員のみでカバーできるかどうかについて不安がある。

その他、大学院カリキュラムについての困難や不安な点、お考えの問題点や課題等があれば、自由にお書きください。

- 公認心理師のシラバス内容のしぼりがあり、公認心理師資格取得のためだけの科目を設置することがコスト的にもむずかしい。そのため同じ科目で公認心理師を目指さない学生に対する講義内容も含めて構成することは大変である。
- 臨床心理士養成カリキュラムと同時並行にすることによって、従来の臨床心理士養成に必要な授業内容をそのまま移行させている科目が多い。公認心理師と臨床心理士はまったく別の異なる資格であるため、授業内容について現状よりも具体的な提案が必要なのではないのでしょうか。
- 博士後期課程の進学者の低下、研究レベルの低下など、学術的質の低下が心配。Dコースを利用した上位専門資格の創設や、Dコースにて実習指導者資格を与え、その人たちの待遇やキャリアアップにつながるような大学教育のあり方を検討すべき。

大学院カリキュラムの実際について ～早稲田大学人間科学研究科を例に～

大学院カリキュラム(公認心理師)

- 一 保健医療分野に関する理論と支援の展開
- 二 福祉分野に関する理論と支援の展開
- 三 教育分野に関する理論と支援の展開
- 四 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
- 五 産業・労働分野に関する理論と支援の展開
- 六 心理的アセスメントに関する理論と実践
- 七 心理支援に関する理論と実践
- 八 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
- 九 心の健康教育に関する理論と実践
- 十 心理実践実習(実習の時間が四百五十時間以上のものに限る。)

(文部科学省・厚生労働省令第三号 公認心理師法施行規則 第二条)

大学院カリキュラム(臨床心理士・・・)

(4) 大学院の課程は、以下の臨床心理学又はその近接領域の授業科目を開設すること。なお、必修科目の「特論」「演習」は、専任の臨床心理士有資格者をもってあてる。また、「臨床心理実習」は、学内外の実習施設において、実際に受理面接、心理査定、心理面接などを行い、ケースカンファランス、スーパーヴィジョンなどを含むものとする。実習に関する科目は、複数の指導者が担当し、すべて臨床心理士の資格を有する者であること。かつ、必修科目及び選択必修科目E群は、当該専攻(コース・領域)者に特化して開講されるものとする。

- ① 必修科目・単位：臨床心理学特論… 4単位
臨床心理面接特論… 4単位
臨床心理査定演習… 4単位
臨床心理基礎実習… 2単位
臨床心理実習… 2単位
- ② 選択必修科目群：前項①に定める必修科目以外の臨床心理学又はその近接領域に関連する授業科目(実習を含む)は、当分の間、以下の領域に関連する科目とする。

A群 心理学研究法特論
心理統計法特論
臨床心理学研究法特論

B群 人格心理学特論
発達心理学特論
学習心理学特論
認知心理学特論
比較行動学特論
教育心理学特論

C群 社会心理学特論
人間関係学特論
社会病理学特論
家族心理学特論
犯罪心理学特論
臨床心理関連行政論

D群 精神医学特論
心身医学特論
神経生理学特論
老年心理学特論
障害者(児)心理学特論
精神薬理学特論

E群 投映法特論
心理療法特論
学校臨床心理学特論
グループ・アプローチ特論
臨床心理地域援助特論

必修科目16単位以上
選択科目10単位以上
※合計26単位以上

(臨床心理士受験資格に関する大学院指定運用内規)

(表) 公認心理師法の施行に伴う「臨床心理士科目・単位」の対応表

| 臨床心理士指定大学院の科目 | 平成29年度在学および既修者に係る臨床心理士科目から公認心理師科目への科目の読み替え | 平成30年度以降入学者に係る臨床心理士科目から公認心理師科目への科目の読み替え(当分の間)に関する留意点 (注)Ⅰ:読み替え可、Ⅱ:読み替え不可 | 平成30年度指定申請する新規臨床心理士養成大学院の場合 |
|---------------|--|---|---|
| 必修科目 | | | |
| 臨床心理学特論 | 読み替えない | 読み替えない | 読み替えない |
| 臨床心理面接特論 | ⑦心理支援に関する理論と実践 | 臨床心理面接特論Ⅰ(⑦心理支援に関する理論と実践)と、臨床心理面接における発展的問題を扱う臨床心理面接特論Ⅱに分割する。 | 読み替えない |
| 臨床心理査定演習 | ⑥心理的アセスメントに関する理論と実践 | 臨床心理査定演習Ⅰ(⑥心理的アセスメントに関する理論と実践)と、主として投映法の実施と解釈法、所見作成を扱う臨床心理査定演習Ⅱに分割する。 | 読み替えない |
| 臨床心理基礎実習 | 読み替えない | 読み替えない | 読み替えない |
| 臨床心理実習 | ⑩心理実践実習 | 臨床心理実習Ⅰ(⑩心理実践実習)と、多様な形式のスーパービジョンを含む臨床心理実習Ⅱに分割する。 | 読み替えない |
| 選択必修科目 | | | |
| A群 | | | |
| 心理学研究法特論 | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) |
| 心理統計法特論 | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) |
| 臨床心理学研究法特論 | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) |
| B群 | | | |
| 人格心理学特論 | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) |
| 発達心理学特論 | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) |
| 学習心理学特論 | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) |
| 認知心理学特論 | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) |
| 比較行動学特論 | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) |
| 教育心理学特論 | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) |
| C群 | | | |
| 社会心理学特論 | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) |
| 人間関係学特論 | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) |
| 社会病理学特論 | ④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 | 社会病理学特論(④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開) | 社会病理学特論(④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開) |
| 家族心理学特論 | ⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践 | 家族心理学特論(⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践) | 家族心理学特論(⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践) |
| 犯罪心理学特論 | ④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 | 犯罪心理学特論(④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開) | 犯罪心理学特論(④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開) |
| 臨床心理関連行政論 | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) |
| D群 | | | |
| 精神医学特論 | ①保健医療分野に関する理論と支援の展開 | 精神医学特論(①保健医療分野に関する理論と支援の展開) | 精神医学特論(①保健医療分野に関する理論と支援の展開) |
| 心身医学特論 | ①保健医療分野に関する理論と支援の展開 | 心身医学特論(①保健医療分野に関する理論と支援の展開) | 心身医学特論(①保健医療分野に関する理論と支援の展開) |
| 神経生理学特論 | ①保健医療分野に関する理論と支援の展開 | 神経生理学特論(①保健医療分野に関する理論と支援の展開) | 神経生理学特論(①保健医療分野に関する理論と支援の展開) |
| 老年心理学特論 | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) | (各大学院で自由裁量認定) |
| 障害者(児)心理学特論 | ②福祉分野に関する理論と支援の展開 | 障害者(児)心理学特論(②福祉分野に関する理論と支援の展開) | 障害者(児)心理学特論(②福祉分野に関する理論と支援の展開) |
| 精神薬理学特論 | ①保健医療分野に関する理論と支援の展開 | 精神薬理学特論(①保健医療分野に関する理論と支援の展開) | 精神薬理学特論(①保健医療分野に関する理論と支援の展開) |
| E群 | | | |
| 投映法特論 | 読み替えない | 読み替えない | 読み替えない |
| 心理療法特論 | ⑦心理支援に関する理論と実践 | ⑦心理支援に関する理論と実践→読み替える場合にはE群科目として履修認定できません。 | 読み替えない |
| 学校臨床心理学特論 | ③教育分野に関する理論と支援の展開 | ③教育分野に関する理論と支援の展開→読み替える場合にはE群科目として履修認定できません。 | 読み替えない |
| グループ・アプローチ特論 | ⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践 | ⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践→読み替える場合にはE群科目として履修認定できません。 | 読み替えない |
| 臨床心理地域援助特論 | ⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践 | ⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践→読み替える場合にはE群科目として履修認定できません。 | 読み替えない |

公認心理師科目との読み替えを認めない科目が複数設定

<公認心理師カリキュラム(28単位)>

<臨床心理士カリキュラム(30単位)>

| | |
|--|---|
| ① 心身医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開) <D群> | |
| ② 福祉心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開) | |
| ③ 学校臨床生徒指導学特論(教育分野に関する理論と支援の展開) | |
| ④ 犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開) <C群>※ | |
| ⑤ 産業・労働心理学特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開) | |
| ⑥ 臨床心理査定特論Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践) <必修> | 臨床心理査定特論Ⅱ <必修> |
| ⑦ 臨床心理面接法特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践) <必修> | 臨床心理面接法特論Ⅱ <必修> |
| ⑧ 家族臨床心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践) <C群>※ | |
| ⑨ 心の健康教育に関する理論と実践 | 臨床心理基礎実習ⅠA・B <必修> 臨床心理基礎実習ⅡA・B <必修> |
| ⑩ 臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習) A・B <必修> | 臨床心理実習ⅡA・B <必修> |
| ⑩ 心理実践実習ⅠA・B | |
| ⑩ 心理実践実習ⅡA・B | 臨床心理学特論Ⅰ <必修> 臨床心理学特論Ⅱ <必修> 臨床心理学研究法特論 <A群> 発達心理学特論、教育心理学特論 etc. <B群> 心理療法特論 <E群> |

※両資格をクリアしようとする**と48単位**の習得が必要になる

大学院カリキュラムでの心理実践実習の要件

4 実習に関する事項

- (1) 施行規則第3条第3項に規定する実習施設は、実習担当教員による巡回指導が可能な範囲で選定し、巡回指導は、実習期間中、概ね週1回以上定期的に行うこと。
- (2) 各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること。
- (3) 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。
- (4) 実習内容、実習指導体制及び実習中のリスク管理等については、各実習施設との間で十分に協議し確認を行うこと。
- (5) 実習を実施する際には、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した上で実施すること。
- (6) 実習の指導を実施する際には、次の点に留意すること。
 - ア 心理実習及び心理実践実習を効果的に進めるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び実習の振り返りや評価を行うための「実習記録ノート」等を作成し、実習の指導に活用すること。
 - イ 実習後においては、実習生ごとに実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うこと。
 - ウ 実習の達成度等の評価基準を明確にし、評価に際しては実習施設の実習指導者の評定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。

(通知「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」より)

大学院カリキュラムでの心理実践実習の要件

(7) 心理実習及び心理実践実習の開講に当たっては、以下の事項に留意すること。

ア 心理実習

心理実習の時間は、80時間以上とすること。

その際、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野（以下「主要5分野」という。）に関する施設において、見学等による実習を行いながら、当該施設の実習指導者又は実習担当教員による指導を受けるべきこと。ただし、当分の間、医療機関（病院又は診療所。以下同じ。）での実習を必須とし、医療機関以外の施設における実習については適宜行うこととしても差し支えないこと。

イ 心理実践実習

心理実践実習の時間は、450時間以上とすること。

また、実習において担当ケース（心理に関する支援を要する者等を対象とした心理的支援等）に関する実習時間は計270時間以上（うち、学外施設における当該実習時間は90時間以上）とするべきこと。

その際、主要5分野のうち3分野以上の施設において、実習を実施することが望ましい。ただし、医療機関における実習は必須とするべきこと。なお、医療機関以外の施設においては、見学を中心とする実習を実施しても差し支えない。

なお、大学又は大学院に設置されている心理職を養成するための相談室における実習は、心理実践実習の時間に含めて差し支えないが、主要5分野のいずれにも含まれないこと。

心理実践実習の管理・評価の問題

大学院の“科目”としてM1・M2の2年間に渡って・・・

- 実習時間
 - 全体で450時間以上
 - 担当ケース270時間以上(学外90時間以上)
- 実習分野
- 実習内容
- 指導(巡回指導・個別指導 etc.)

について管理し、その達成度を評価する必要がある。

※実習の中身(内容・質)に関しては実習W.G.で議論？

早稲田大学大学院人間科学研究科の場合

<実習先施設数>

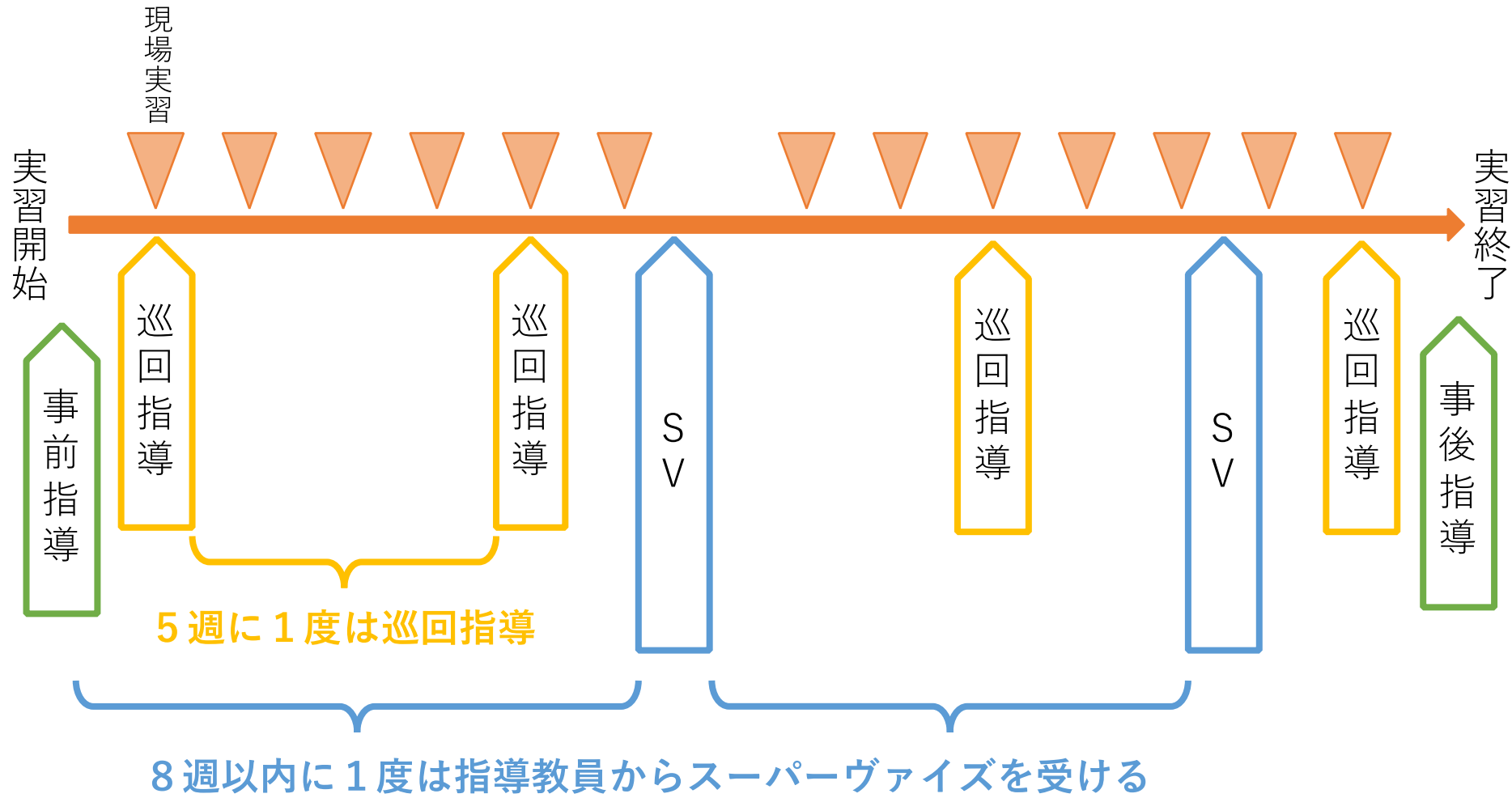
- ① 保健医療分野 23施設
- ② 福祉分野 3施設
- ③ 教育分野 3施設+1自治体(32小/15中)
- ④ 司法・教育分野 5施設
- ⑤ 産業・労働分野 3施設
- ⑥ 学内心理相談室

<実習者(修士課程大学院生)数>

例年40～50名

どうやって管理し評価するか・・・

心理実践実習の指導体制



心理実習 自己評価書(中間・最終)

記入日： 年 月 日

実習生氏名：

実習番号：

| | | | | | |
|------|------------|--------------|--------|-----------|-------------|
| 評価項目 | 5. 身につけている | 4. まあ身につけている | 3. ふつう | 2. 努力を要する | 1. 身につけていない |
|------|------------|--------------|--------|-----------|-------------|

※実習内容が項目内容と関係ない場合は1から5の数字を斜線で消してください。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
|---|---|---|---|---|

公認心理師に求められる知識・技能について

(実習計画 (ア) に対応)

| | | | | | |
|--------------------------------|---|---|---|---|---|
| 利用者に配慮しつつ、適切にコミュニケーションする技能 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 利用者への検査の実施する技能、もしくは検査結果を理解する技能 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 支援目標に沿った適切な介入(相談・助言・指導等)を行う技能 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 利用者にとって身近な、その地域の関係者へ適切な支援を行う技能 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |

施設利用者の理解とニーズの把握、支援計画の作成について

(実習計画 (イ) に対応)

| | | | | | |
|-------------------------------|---|---|---|---|---|
| 利用者を心理面だけでなく多面的にアセスメントし理解する技能 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 利用者のニーズと実際に生じている問題を把握する技能 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 利用者の関係者から見たニーズと生じている問題を把握する技能 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 適切な目標を設定し、それを達成する支援計画を作成する技能 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |

施設利用者の現実生活を視野に入れたチームアプローチ

(実習計画 (ウ) に対応)

| | | | | | |
|-------------------------------|---|---|---|---|---|
| 利用者が普段から交流を持つ支援者を把握しようとする態度 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 他の支援者と協力し、チームとして支援に取り組もうとする態度 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| チームとしての支援方針を一致させ、共有しようとする態度 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| チーム内での自身の役割を理解し、それを十分に担う技能 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 主治医の指示の下、必要な役割を担う技能 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |

多職種連携・地域連携

(実習計画 (エ) に対応)

| | | | | | |
|--------------------------------|---|---|---|---|---|
| 様々な職種の一般的な役割に関する知識 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 多様な職業の人がその現場でどのような役割を持つか理解する技能 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 様々な職種と上手く連携し、支援に取り組む技能 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| その地域における関係者・関係機関と連携することの重要性の理解 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |

公認心理師としての職業倫理・法的義務への理解

(実習計画 (オ) に対応)

| | | | | | |
|---------------------------------|---|---|---|---|---|
| 利用者を尊重し、真摯に支援に取り組もうとする態度 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 公認心理師の信用を失墜させるような禁止行為に関する知識 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 法的な、そして職業倫理的な秘密保持義務に対する理解 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 法的義務として、他分野との連携が求められていることの知識・理解 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |

大学院以外に研修可能な施設

公認心理師法第7条第2号に規定する認定施設
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/
0000210738.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000210738.html)

- 1 少年鑑別所及び刑事施設
- 2 一般財団法人愛成会 弘前愛成会病院
- 3 裁判所職員総合研修所及び家庭裁判所

新たな仕組みの構築に向けて

- 大学で個別に実習先を開拓(確保)するという状況で進めば、大学は疲弊し、現場での実践教育の質や内容も発展しない可能性がある。むしろ協議会や日本心理学会などもっと大きな組織単位で、実習先認定やインターンシップ制度の構築など、アメリカやイギリスのモデルも参考にした取り組みを検討することも必要ではないか。
- 公認心理師法第7条第2号に規定する認定施設と排他的な関係でなく、有機的な連携を模索する必要があるのではないか(病院等で学んだ人が大学院の博士課程に進学するなどのキャリアパスや、実習先担当者を大学非常勤として雇用するなどの連携のあり方、実習や勉強内容を分担するなど)。
- 学部教育のシラバス案は作成されているが、大学院では作成されていないため、大学院教育のシラバス案は、本WGで検討する必要があるか？

新たな仕組みとして・・・

- 医療・教育・福祉等の実習先施設と大学とが、相互補完的な関係が築けるようなシステム作りが必要。
- 実習先の担当者を、大学側の非常勤講師として雇用するなどして、実習指導を行いやすい体制を作る。
- 科学者－実践家モデルに基づく「公認心理師会」の会員が実習先に職を得るようにして、大学側と施設側のつなぎ役となり、質の高い実習教育を行う。
- 最終的には、医療現場における研修医のような形で、給料をもらいながら研修先の心理臨床業務の担い手になれるような体制作りを目指す。
 - 協議会が精神科七者懇などと話し合いを進め、お互いのニーズを踏まえた全国統一的な体制作りを進める。

まとめ

- WGのメンバーからの意見や、例示した早稲田大学人間科学研究科における現行のカリキュラムの内容からは、とりあえずスタートさせた大学院教育には、様々な困難があることが明らかになった。
- 特に、就職先や実習先の確保に困難を感じていることから、将来的にBコースが充実してきた場合には、修士課程、博士後期課程とも、質の高い学生を確保する困難が大きくなる可能性がある。
- 実習先施設と大学院が互恵的な関係を築けるような全国統一的な体制づくりの素案を本WGで立案し、協議会が主体となって、段階的に実現に向けた作業を進めていくことを目指したい。